

## 自動車整備士の資格制度が変わります (令和 9 年施行予定)

現在の自動車整備士の種類は、一級が大型・小型・二輪、二級と三級がガソリン・ジーゼル・シャシ・二輪、特殊はタイヤ・電装・車体に分かれていますが、下表のように、一級・二級・三級それぞれが自動車整備士の【総合】と【二輪】に整理され、【総合】はガソリンエンジン、ジーゼルエンジン、シャシ、及び電子制御と二輪の内容を含む資格になります。

特殊整備士は、自動車電気装置整備士が自動車電気・電子制御装置整備士に、自動車車体整備士が自動車車体・電子制御装置整備士になり、電子制御を含めた内容を含む資格になります。

なお、自動車タイヤ整備士の変更はありませんが、現在試験を実施しておらず、変更後も未実施と思われます。

(令和 4 年 5 月公布済)

旧資格制度		新資格制度
	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級大型自動車整備士 (※) 一級小型自動車整備士 (※) 一級二輪自動車整備士	一級自動車整備士 (総合) (※) 一級自動車整備士 (二輪)
二級	二級ガソリン自動車整備士 二級ジーゼル自動車整備士 二級自動車シャシ整備士 二級二輪自動車整備士	二級自動車整備士 (総合) (※) 二級自動車整備士 (二輪)
三級	三級自動車シャシ整備士 三級自動車ガソリン・エンジン整備士 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 三級二輪自動車整備士	三級自動車整備士 (総合) 三級自動車整備士 (二輪)
特殊	自動車タイヤ整備士 自動車電気装置整備士 自動車車体整備士	自動車タイヤ整備士 自動車電気・電子制御装置整備士 (※) 自動車車体・電子制御装置整備士 (※)